飛行経路逸脱に係る報告体制について

資料-４

〇 飛行経路の逸脱に関して、関係者が情報と問題認識を共有し、必要な対応をより確実に実施していくため、これまでの報告体制に加え、国土交通省関西空港事務所、関西エアポート等による調整会議を設置する。

**Ⅰ．即時対応（現状どおり）**

関係自治体等に報告

②

関西エアポート（株）所

報告とりまとめ

①

連絡

関西空港事務所

高度・経路逸脱報告作成

報告

*必要に応じて確認*

**Ⅱ．定期的な調整会議（新規）**

関西エアポート＋空港事務所等による調整会議を開催（月1回程度）

関係自治体等に報告

④

①

高度・経路逸脱報告作成

報告とりまとめ

関西エアポート（株）所

関西エアポート（株）所

内容の確認

関西空港事務所

報告

一か月間の

連絡事項

（注）

③

②

内容詳細の確認

回答

大阪府・大阪局

同席

関西空港事務所

関連情報の調査

飛行データの確認を体系的に実施することで、データの共有及び対外説明の統一化を図る

注：傾向及び原因の分析等を行うため、関東で管制を行っている高高度の飛行（概ね15000ft以上）も含め、一か月ごとにデータをとりまとめ。最終集計は、年間回数として報告予定。